

## 横浜市踊場地区センター指定管理者の公益財団法人化について

### 1 公益認定の申請について

横浜市踊場地区センターの指定管理者である「財団法人横浜YMCA」は、公益法人制度改革関連3法（平成20年12月1日施行）に基づき、平成23年3月29日付で神奈川県知事に公益財団法人としての認定申請を行いました。

今後、「神奈川県公益認定等審議会」からの答申結果を受けて、神奈川県知事から認定の可否について通知される予定です。

### 2 財団法人横浜YMCAが公益認定された場合の横浜市踊場地区センターの管理運営について

財団法人横浜YMCAは、公益財団法人への移行後であっても、次の理由により法人としての同一性が保持されているものと判断されます。

- (1) 目的及び事業内容が、移行前の法人と大きく異なること
- (2) 他の団体との合併が同時に行われないこと

したがって、再指定の手続を行わずに、引き続き、同公益財団法人が横浜市踊場地区センターの管理運営を行います。